

一般質問発言通告書

令和2年8月21日
午 時 分受付
(通告書 枚)No.1

下記のとおり、発言しますから通告します。

令和2年8月21日

つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 宇野 信子 印

質問事項	要 旨	答弁者
1 障害があっても誰もが自分らしく暮らせる社会づくり	<p>つくば・市民ネットワークでは「障害があっても誰もが自分らしく暮らせる社会づくり」を目指して様々な課題に取り組んできました。特に五十嵐市政のこの4年間には、特別支援教育支援員の大幅増員、児童発達支援センターの具体化、合理的配慮支援事業の開始など、市民ネットが提案してきた内容について前進が見られました。一方で制度は出来たが十分に活用できていない等、課題も多く残っています。そこで、以下の各項目について伺います。</p> <p>(1) 現在準備を進めている児童発達支援センターについて</p> <p>ア 児童発達支援センターの設置目的、内容</p> <p>イ 筑波大学との連携の進捗状況</p> <p>ウ 市と筑波大学、PFIを担う事業者の関係性と役割分担</p> <p>エ 施設的设计や内容について、市はどのように関与するか</p> <p>オ 児童発達支援センター設置後、各地域の福祉支援センターにおける児童発達支援のあり方についての考え</p> <p>カ 今後のスケジュール</p> <p>(2) 幼・小・中・義務教育学校における特別支援教育の状況</p> <p>ア 特別な支援が必要な幼児、児童、生徒数と、加配、支援員の配置状況、保護者の付き添い状況</p> <p>イ 新型コロナウイルスによる休校時等における、特別な支援が必要な子どもたちへの対応状況</p>	市長 教育長 担当部長

<p>2 公共交通改編の効果と課題</p>	<p>(3) 学校におけるバリアフリーについて</p> <p>ア 小・中・義務教育学校におけるバリアフリー化の進捗状況</p> <p>イ バリアフリー法の改正により学校施設のバリアフリーが義務となるが、新設校の設計にどのように反映されるか</p> <p>ウ 地域の学校へ肢体不自由等の児童生徒の就学を積極的に進めることについての考え</p> <p>(4) 合理的配慮支援事業の実施状況について</p> <p>ア 昨年度、今年度の補助の申請、交付の状況</p> <p>イ 事業の周知や参加店舗の拡大にむけた取組</p> <p>(5) 改正バリアフリー法で市町村の努力義務となった移動等円滑化促進方針（マスタープラン）策定についての考え</p> <p>昨年春の公共交通改編にあたっては、各地区でワークショップや説明会を行うなど丁寧に進めてきましたが、改編後にコースが変わった地域から不満の声が届くなど、新たな課題も見えてきました。そこで以下について伺います。</p> <p>(1) つくバス改編のねらいと現状、課題</p> <p>(2) 筑波地区の支線型バス実証実験のねらいと現状、課題</p> <p>(3) 荃崎地区の路線バス料金補填および新路線の実証実験のねらいと現状、課題</p> <p>(4) 改編過程における市民意見の反映はどのように行ったか</p> <p>(5) 公共交通活性化協議会における改編前と改編後の議論</p>	<p>市長 担当部長</p>
-----------------------	--	--------------------

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めするため、会議規則第52条編注1のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。